

熊本県監査委員公告第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により平成29年(2017年)11月30日から平成30年(2018年)2月19日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年(2019年)8月29日

熊本県監査委員 濱 田 義 之  
 同 竹 中 潮  
 同 瀧 上 陽 一  
 同 前 田 憲 秀

意見事項

監査対象団体 (所管課)	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
公益社団法人 熊本県観光連盟 (観光物産課) ※観光物産課、 国際課、公益社 団法人熊本県 観光連盟に対 する意見	(公益社団法人熊本県観光連盟の業務運営体制について) 観光物産課及び国際課の職員が職務専念義務免除の承認を受け公益社団法人熊本県観光連盟の業務の多くを行っており、県と観光連盟の業務役割分担が曖昧となっている。このような体制から、観光連盟への委託業務の一部において不適切な取扱いも発生している。 適切な業務運営、責任の明確化及び観光振興業務の向上のため、観光連盟の組織、人員体制について見直しの検討を指導するとともに、県と観光連盟との業務分担についても、更なる見直しの検討を行うこと。	令和元年度(2019年度)当初予算において観光連盟の人員確保に係る予算を確保し、体制の強化に着手したところ。 また、次のとおり県と観光連盟の役割分担を定め、県職員の職務専念義務免除についても、令和元年度(2019年度)は平成30年度(2018年度)の時間数から約1割削減することとしている。 <b>【県】</b> 観光戦略、課題に係る対策等、重点的な対応が必要とされる業務を主に担当。 <b>【観光連盟】</b> 県施策に基づくプロモーション、情報発信などの業務を主に担当。 なお、県から観光連盟への具体的な業務移管については、組織体制の整備に合わせて、DESTINATIONキャンペーン(令和元年(2019年)7~9月に実施する大型観光キャンペーン)終了後から順次実施する予定。

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。